

事業者記載例（赤字）

（様式１）埋蔵文化財包蔵地の所在及び取扱い等に関する照会書（兼）回答書

【上段：事業者記載欄】

令和 ○年 ○月 □日

雫石町教育委員会 あて

埋蔵文化財包蔵地の所在及び取扱い等に関する照会書

照会者氏名等	(有) 雫石開発 △△ ○○	連絡先	090-◆◆◆◆-△△△△
所在地	雫石町 上曽根田 114 ほか		
現況・地目	宅地	対象面積	5,000 m ²
照会目的 (該当番号に○) ※2の場合、予定時期を記入し理由にレ点を付すこと。 ※3の場合、具体的な目的を記入すること。	1 不動産売買・鑑定評価 ② 土木工事等に係る事前調査(着工予定: 令和 ◆ 年 △ 月頃) ☐ 個人住宅 ☒ 集合住宅・店舗・事務所等 ☐ 宅地造成・区画整理 ☐ 太陽光発電施設 ☐ その他 () 3 その他 ()		
添付書類(必須) (該当にレ点)	☒ 住宅地図 ☐ その他地図 () ☐ 土木工事等の計画図 ※概ね縮尺 1,500 分の 1 以上の地図に対象範囲を図示の上、添付してください。		

【下段：雫石町教育委員会記載欄】※以下には記入しないでください。

年 月 日

様

埋蔵文化財包蔵地の所在及び取扱い等に関する回答書

回 答	☐ 1 埋蔵文化財包蔵地の該当はありません。 特に手続きは不要です。そのまま工事に着手して差し支えありません。		
	☐ 2 埋蔵文化財包蔵地に該当します。(遺跡名: 遺跡) ※工事等の実施にあたっては、着手予定日の 60 日前までに、文化財保護法に基づく「発掘届」を提出してください。		
	☐ 3 埋蔵文化財包蔵地の該当はありませんが、 ☐ 付近に埋蔵文化財包蔵地があるため、埋蔵文化財出土の可能性があります。 ☐ 対象面積が大規模なため、万が一工事等の実施時に埋蔵文化財が出土した場合、工事の遅延等が発生する恐れがあります。 ※工事等の実施にあたっては、町要綱に基づき「埋蔵文化財取扱等協議書」を提出してください。提出は、「発掘届」に準じ、着手予定日の 60 日前までをお願いします。		
回答者	生涯文化スポーツ課 係 (TEL:019-692-4181 FAX:019-692-4183 E-mail:shakyou@town.shizukuishi.iwate.jp)		

【共通付帯条件】

工事中に遺物（土器・石器等）や遺構（堅穴住居跡等）を発見した場合は、直ちに工事を中断し、速やかに雫石町教育委員会生涯文化スポーツ課（TEL:019-692-4181）へ連絡してください。